

Title	明治日本におけるドイツ法研究の先駆者たち： 「日本人ドクトル・ユーリス」の存在と役割
Sub Title	Pioneers of German law studies in Meiji Japan : activities and roles of "Japanese doctor juris"
Author	加藤, 学陽(Kato, Gakuyo)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2018
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.119, (2018. 12) ,p.237- 273
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20181215-0237">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20181215-0237</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治日本におけるドイツ法研究の先駆者たち  
——「日本人ドクトル・ユーリス」の存在と役割——

加藤学陽

- 一 はじめに
- 二 明治期における日本人ドクトル・ユーリスの存在
  - (一) ドイツにおける“Dr. iur.”
  - (二) 明治期の日本人ドクトル・ユーリスの全体像
- 三 日本人ドクトル・ユーリスたちの歴史的意義
  - (一) 「第一期」——立法的撰取へ関与したドクトル・ユーリス
  - (二) 「第二期」——帝国大学法科大学体制確立期のドクトル・ユーリスたち
  - (三) 「第三期」——私学の法学教育の充実とドクトル・ユーリス
- 四 むすび

## 一 はじめに

わが国の法制度の近代化は、ひとくちに西洋諸国からの「法の継受」<sup>①</sup>の中にあつたといつても過言ではない。「明治一四年の政変」の後、明治国家は立法の模範国としてドイツを選択するようになり、明治憲法の施行以後、立法のみならず法解釈の指針もドイツ法に依拠し始める。<sup>②</sup>そして、主だった法典編纂が一応完了した明治三〇年代以降は日本の法学者のドイツ法学への傾倒が顕著となる、いわゆる「法学的撰取の時代」<sup>③</sup>を迎える。

ところで、明治一〇年代から二〇年代にかけてのドイツへの日本人留学生のうちから、ドイツで法学の学位を取得する人物たちが出現し始める。学位を取得するほどにドイツで研鑽を積んだ彼らこそ、帰国後の日本でドイツ法の継受に重要な役割を果たしたのではないか。だが、これまで彼らのことは、日本の近代法史上ほとんど取り上げられることがなかった。尤も近年、日独法学交渉史の研究として、特に刑事法分野でドイツの学位を取得した大場茂馬、岡田庄作、山岡萬之助、武田鬼十郎、鳥居誠哉(也)、山川幸雄といった人物に関心が向けられ、日本におけるドイツ刑法学継受の「担い手」として位置づけられるに至つた。<sup>④</sup>さらに、会社法の受容とともにドイツにおいて日本の会社法を紹介する役割を果たした高木甚平や神戸寅次郎もまた、商法分野の学位取得者であつた。彼らの学位請求論文を分析した研究も近時発表されている。<sup>⑤</sup>しかしながら右に掲げた研究は刑事、商事といった特定の法分野に限定された研究であり、明治期にドイツで法学博士号を取得した者全般を対象とした全体的視点には欠けていると言わざるを得ない。

本稿は、明治期にドイツに渡り、現地で法学博士の学位を取得した人物を「ドクトル・ユーリス」<sup>⑥</sup>と呼び、その近代日本法史における存在と意義について考察するものである。

## 二 明治期における日本人ドクトル・ユーリスの存在

### (一) ドイツにおける „Dr. jur.“

本論文で扱うドイツの大学の学位 „Dr. jur.“ とは日本語の表記によれば「独逸法学博士」や「ドクトル・ユーリス」と称されているが、現在取得できる「法学博士」の称号とは位置づけが異なることを確認しておかなくてはならない。まずは、当時のドイツにおける „Dr. jur.“ の学位とは如何なるものであったのか、以下に述べてゆこう。

ドイツにおいては、そもそも大学における学位は、教授資格を意味するものであった。ドイツでは中世から一八世紀初期に至るまで、学位を取得した者はいくつかの条件をみたせば「教師団」に採用され、教壇に立つことが可能であった。しかし、一八世紀以降、大学学問の高度化によって、私的教師を大学の監督下に置き、大学教授予備軍としての「私講師」<sup>(7)</sup>の地位を確立させること等を目的に、単なる学位取得者は講義を行うことが許されなくなっていた。大学で講義の担当者となるためには学位取得以上の研究能力、教授能力を証明することが必要となり、大学教授資格試験 „Habilitation“ が導入されるようになってゆく<sup>(8)</sup>。大学における学位の取得は、それ自体で職を得ることができる資格ではなくなったが、教授職を目指すものにとって通らなくてはならない前提条件であったといえるだろう。

一九世紀ドイツの学位規定の一例として、「フリードリヒ・ヴィルヘルム大学規約」<sup>(9)</sup>を見てみよう。これは、一八〇一年設立のベルリン大学の規約である。一九世紀ドイツにおける近代大学の「確立と変容」の軸となったベルリン大学の学位規定を参照することは、当時のドイツにおける学位のスタンダードな認識を示すことになりえよう。また、当規約が「本質的に変更されないまま、一九世紀後半にも適用される」<sup>(10)</sup>ことが指摘されており、それは、本稿の扱う日本人ドクトル・ユーリスにも適用されたことが推測される。規約は一八一六年に制定され、翌年の春より施行され

たものである。全体で九部に分かれており、最後の部に学位に関する規則が定められている。その第一節には「神学部と哲学部は下級の Licentiaten と高級の Doktors の二つの学位を与え、法学部と医学部では後者のみである。」と規定されている。すなわち、法学部において与えられる学位は博士 „Doktor“ のみであり、従って „Dr. Jur.“ の称号は、法学部が学問に対して優秀な成績を修めた者に与える唯一の学位であったのである。また、第五節には「ドクトル学位を取得する者は三年以上学ばなくてはならならず、最初に試験に応じなくてはならない。それに加え出願に関してその人の履歴、特に今までの研究、その大学で学んだ時の道徳に関する証明 (testimonium morum) についての短い叙述を提出しなくてはならない。」と規定され、続いて「最終試験受験資格者はそれとともに彼が学位を取得しようとする論文を提出する権利がある。」と提示されている。ドクトル学位の取得には三年以上大学で研究することが必要とされ、試験が課せられることとなっていた。また大学での研究成果を証明する学位論文が、学位取得の申込の際に必要な提出物の一つとして認められていた。

当時のドイツの大学は、卒業するために一定以上の単位を取得し、いわゆる学士の学位をとって大学の課程を終えるという制度ではなかった。大学の課程を修了するには学位試験を受け学位を取得することが必要であったが、この他に国家試験を受験するという方法もあった。国家試験というのは例えば、哲学部の学生がギムナジウムの教師になるためや、法学部の学生が官僚となるための資格試験として行われたものであり、就職資格を得て大学の課程を終えるというものであった。このように大学課程の修了には主に二種類の方法があったのであり、卒業生全員が学位を取得しているというわけではなかった<sup>(12)</sup>。国家試験に対し、この学位試験なるものを受け、卒業していく者は法学部においてみても決して多くはなかったが、その要因として、学位試験の受験は国家試験とは異なり、直接的に職を得ることに繋がるものではなく、かつ試験料が高額であったということが指摘されている<sup>(13)</sup>。また一八世紀以降、大学の国家化が進展し国家権力が大学に対し、政治機構の官僚制化に備えるため、大学に官吏の養成所としての機能を持たせる

ようになっていった。<sup>(14)</sup>従って国家試験の受験者には、もはや学位は必要なく、ただ教授職を目指す者のみが学位取得を求めることとなった。

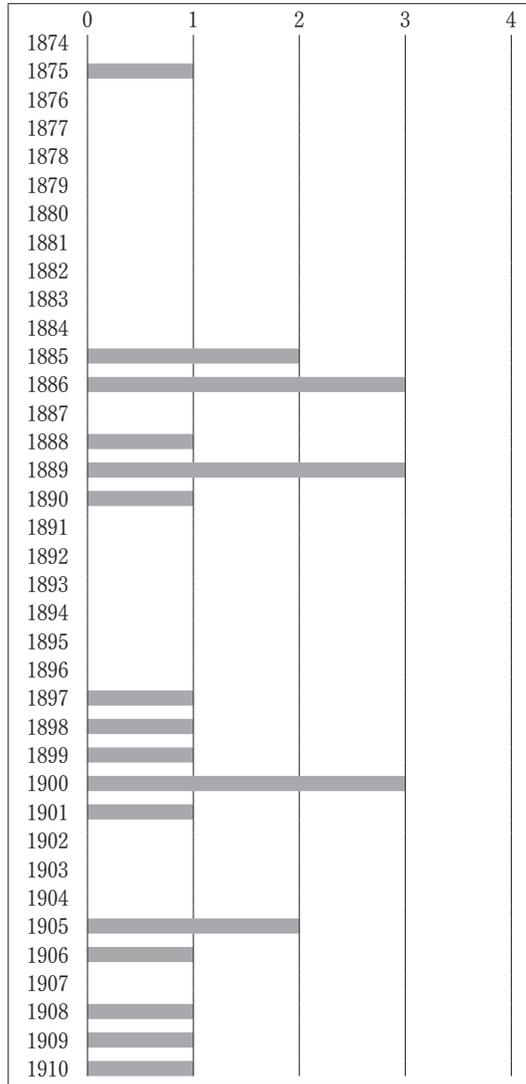
学位試験は主として二種行われていた。一つは論文の「防御」„Vertheidigung“<sup>(15)</sup>である。各自が自由にテーマを選んだ論文を提出し、それが良いということになれば、大学よりその論文を「防御」するように求められる。その方法は学位請求者が、討論者による論文の批判から「防御」を行うというものである。討論を行う教室は開放されており、この批判は誰でも行うことができた。そのため、討論者として学位請求者の友人が呼ばれることが多かったようである。討論には教員も五、六人ほど参加しており、討論者からの「防御」を終えた後、特に担当となった教授からの批判があり、さらにそれを「防御」することになっている。そして、もう一つが口頭試験である。口頭試験では論文の内容から離れ、各学科についての質問がなされた。この口頭試験にも及第すると„Dr. Jur.“の学位を取得することができたのである。<sup>(16)</sup>論文試験と口頭試験の二種の審査は、当該分野についての深い専門性のみならず、ドイツ法学一般の知識の習得の確認を目的としていた。

## (二) 明治期の日本人ドクトル・ユーリスの全体像

ここで、日本人ドクトル・ユーリスの全体像を把握しておこう。後述する通り、彼らの学位取得時期はまちまちだが、まず彼らの学籍登録時期に着眼することにした。グラフ1は、明治期の日本人ドクトル・ユーリスの数を、彼らがドイツの大学に学籍を登録した最初の年を基準にまとめたものである。

グラフ1によると、明治期の日本人ドクトル・ユーリスは、全体で二四人となる。このうち、最も早いのは明治八年に学籍登録を行った者である。尤も次の者が明治一八年であることから、ここにはかなりの時間的隔たりがある。その後は明治二三年まで継続するが、同二四年以降は同三〇年に新たな一人が現れるまで七年もの間が空くことになる。

グラフ1：明治期ドクトル・ユーリスのドイツの大学への学籍登録開始時期



※Rudolf Hartmann, *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914*, Berlin: Mori-Ôgai-Gedenkstätte, 2005より作成。

つまり、明治期のドクトル・ユーリスは、その学籍登録時を基準にすれば大別して三つの画期から形成される。すなわち、明治八年の人物を含む「第一期」、次いで同一八年から同一三年までの「第二期」、そして、同三〇年から同四三年までの「第三期」となる。<sup>(17)</sup>

これらの画期とわが国の立法状況を関連づけるならば、明治初期にはフランス法を模範とした法典編纂が志向されたが、明治一四年には商法典草案の起草がドイツ人のヘルマン・ロesslerに、同一七号民事訴訟法典が同じくドイツ人のテヒョーに依頼されるようになり、前述の通り、明治一〇年代半ば頃から、明治政府は立法の模範国としてド

イツを認識するようになる。<sup>(18)</sup> ドクトル・ユーリスの数も第一期として一名と極めて少なく、第二期から一〇人という具合に本格化していくが、ここに、日本におけるドイツ型立法の状況と彼らのドイツ留学とが密接にかかわっていたことが推測される。また、プロイセンに倣った立憲国家を指向する明治憲法が施行され、旧民法典、旧商法典が公布された明治二三年を、日本における近代法成立の一到達点としたとき、<sup>(19)</sup> すなわち「第二期」と「第三期」のはざまの時点で彼らの留学は一旦途切れるのだが、ドイツ法学の摂取が本格化する明治三〇年代<sup>(20)</sup>から、「第三期」の留学者たちが登場するのである。

ドクトル・ユーリス取得者に限らず、ドイツ留学生は明治一〇年代後半より大幅に増加してゆく。<sup>(21)</sup> その中には帰国後、留学先のドイツの学位規定や大学教育について紹介した人もいた。明治一〇年代ドイツ留学者たちの見聞は、明治三〇年代以降のドクトル・ユーリスたちへとその道を示したと考えられるだろう。その一例として田部芳が『法学協会雑誌』に連載した「独逸各大学における博士試験」<sup>(22)</sup>がある。

田部芳は明治一九年に渡独した司法官の一人で、司法省留学生としてドイツに派遣された人物でもあった。帰国後は商法改正の起草委員などで活躍し、わが国の法制のドイツ法化に寄与したことが知られている。<sup>(23)</sup> 彼は、明治二六年四月の『法学協会雑誌』一卷四号を皮切りに同二八年一月の一三巻一号に至るまで「海外記事」としてドイツ各大学の法学部の博士試験規則を翻訳し、全一五回に亘って連載した。それは、第一にベルリン大学、第二にボン大学、第三にプレスラウ大学、第四にエアランゲン大学、第五にフライブルク大学、第六にギーゼン大学、第七にゲッティンゲン大学、第八にグライフスヴァルト大学、第九にハレ大学、第一〇にハイデルベルク大学、第一一にイエナ大学、第一二にキール大学、第一三にケーニヒスベルク大学、第一四にライプツィヒ大学、第一五にマールブルク大学、第一六にミュンヘン大学、第一七にロストック大学と続いた。ドイツで学位こそ取得しなかったが、帝国大学法科大学の講師でもあった田部が実に一七ものドイツの大学の法学部の学位規定を連載したことから、そのドクトル・ユー

リス取得への関心の高まりが窺えよう。記事には主として、博士試験を受験する際に提出する論文・書類についての他、口頭試験が行われること、さらに博士試験の受験料に至るまで、ドイツ各大学の博士学位試験の詳細を伝えるものであった。これらの情報は、「第三期」のドクトル・ユーリスたちにとっても有益な情報となったに違いない。<sup>(24)</sup>

### 三 日本人ドクトル・ユーリスたちの歴史的意義

本章では前章で提示した「第一期」～「第三期」の区分毎に具体的な人物を紹介し、検討を深めたい。

#### (一) 「第一期」——立法的撰取へ関与したドクトル・ユーリス

「第一期」のドクトル・ユーリスは本多康直ただ一人であった。<sup>(25)</sup> 本多康直は安政三(一八五六)年伊勢神戸藩主本多忠寛の子として生まれ、のちに近江膳所藩の一四代藩主本多康穰の養子となっている。ドイツへ渡るのは明治七年、彼が一八歳の時であった。当時法典編纂の方針は、前年のフランス人法律顧問ポワソナードの招聘に代表されるようにフランスを模範国とした立法政策がとられている中で、本多はドイツを留学先に選び、彼地で学位取得をも果たす先駆的なドイツ法学者ともいえる存在であった。<sup>(27)</sup> では何故本多はドイツに渡ったのであろうか。ここでは彼が華族に生まれたことを指摘しておきたい。明治四年一月二九日付の太政官第五一号布告では、「華族面々庶子ニ至迄御人撰ヲ以テ他所勤学被仰付候者へ学資金被下候処自今外国留学之外総テ不被下候条此旨相達候事」と達せられた。さらに同年一〇月二二日付で、「華族一同」に宛てた勅諭が出される(太政官第五一号)<sup>(29)</sup>。

朕惟フニ宇内列国開化富強ノ称アル者皆其国民勤勉ノ力ニヨラサルナシ而シテ国民ノ能ク智ヲ開キ才ヲ研キ勤勉ノ力ヲ致ス者

ハ固リ其国民タルノ本分ヲ尽スモノナリ。今我国旧制ヲ更革シテ列国ト並馳セント欲ス国民一致勤勉ノ力ヲ尽スニ非レハ何ヲ以テ之ヲ致スコトヲ得ンヤ特ニ華族ハ国民中貴重ノ地位ニ居リ衆庶ノ属目スル所ナレハ其履行固リ標準トナリ一層勤勉ノ力ヲ致シ率先シテ之ヲ鼓舞セサルヘケンヤ其实タルヤ亦重シ是今日朕力汝等ヲ召シ親ク朕カ期望スル所ノ意ヲ告クル所以ナリ夫レ勤勉ノ力ヲ致スハ智ヲ開キ才ヲ研ヨリ外ナルハナシ智ヲ開キ才ヲ研ハ眼ヲ宇内開化ノ形勢ニ着ケ有用ノ業ヲ修メ或ハ外国へ留学シ実地ノ学ヲ講スルヨリ要ナルハナシ（後略）

このように、華族には社会的な指導者層として、西洋文明を率先して日本に受容する役割が期待され、華族の海外留学が奨励されていた。本多のドイツ留学の背景にはこうした事情があったことが推測される<sup>30</sup>。

本多が最初に学籍登録をするのはベルリン大学法学部であり、一八七五年冬学期から七九年冬学期までの期間であった<sup>31</sup>。その後も本多は研鑽を積み、一八八二年一月二三日付けでゲッティンゲン大学にて「JURIS. UTRUSQUE. DOCTOREM」つまり両法博士<sup>32</sup>の学位を授与されたのである<sup>33</sup>。学位は最初に学籍登録をしたベルリン大学ではなく、ゲッティンゲン大学のものであった。

本多が本稿で紹介する他の日本人ドクトル・ユーリスと大いに異なる点は、彼の学位論文が確認できないことである。「第二期」以降の日本人ドクトル・ユーリスたちの学位論文は、ドイツ国立図書館（DNB）のオンラインカタログもしくは日本国内の大学図書館等の所蔵を検索することにより、その存在の確認が可能であるが、本多の学位論文についてはその存在すら未だ不明のままである。

ここで想起すべきは前章で引用した岡松がドイツの学位取得に関して「論文を書く必要のない大学もあり、先づ一般に云えば論文を出す<sup>34</sup>」と述べていたことである（傍点は筆者）。実際に学位論文が書かれなかった例として、明治一八年に独逸学協会学校の教頭として招聘されたゲオルグ・ミヒャエリス（Georg Michaelis 1857-1936）の学位取

学位論文タイトル邦題	学位論文 本文頁数	出身地	出身校	留学前の地位	留学後の所属・職業	主要著作
不明		滋賀		華族	司法省、日本法律学校講師、大審院判事	今村信行、本多康直共著『民事訴訟法註解 第一冊』博聞本社、1890
匿名組合—日本商法典草案における共分組合及び当座組合	55	佐賀	中江兆民の仏学塾	東京始審裁判所書記	高等商業学校教授、日本銀行	高木甚平、保志虎吉共編『袖珍独和新辞林』三省堂、1896
日本における現行領事裁判権の形成と批判	106	岡山	慶應義塾	同人社教員、東京日日新聞ベルリン通信員、ベルリン大学東洋語学校日本語講師(留学中)	京都帝国大学教授	『国際公法』講法会、1917
ドイツ民事訴訟法における共同訴訟的補助参加人の法的地位	78	佐賀	東京外国語学校独逸語科		第三高等学校教授、京都帝国大学教授	『民事訴訟法略論』明法堂、1891
日本における国家制度と封建制度の歴史的発展	124	熊本	京都同志英学校	外務省御用係、在奥国公使	帝国大学法科大学講師、第三高等学校教授、外交官	巖谷孫藏、岡本芳二郎、大八木耐三、吉田作弥講述『民法講義』国民法制学会、1906
共同正犯の理論によせて、独逸刑法第四十七条の解釈に対する一寄与	45	高知	独逸学校		第三高等学校教授、第一高等学校教授	『独逸故事熟語字彙』南江堂、1906
日本の国法	111	岡山	東京大学		衆議院議員、学習院教授、函館商業学校長、山陽新報社長、川崎造船所取締役	『工業新説』(専修学校理財科講義録)
日本の相統法——一八九〇年の法典における法定相統批判——	65	岐阜	東京専門学校	代言人	衆議院議員、東京専門学校講師、代言人	『民事訴訟法』(東京専門学校法律科講義録)、1896
日本刑事訴訟法における法廷命令違反	37	岐阜	独逸学校カ(山村一藏の門人)		日本法律学校講師	『独逸之政治大勢』金港堂、1893
日本の婚姻法	53	佐賀	東京農林学校		特許弁理士	『日本著作権法要論』荒木特許事務所、1915
普通法における遺失物拾得者の法的地位	35	岡山	独逸学協会学校専修科		東京帝国大学法科大学講師、第一高等学校教授、南滿洲鉄道株式会社役員	『羅馬法講義』(明治大学法学科講義録)、1906

3) 西英昭『近代中華民国法制の構築』九州大学出版会、2018年、pp.291-295、石井良一『武雄史』石井義彦(発行)、1956年、pp.669-673。  
 4) 上村直己『九州の日独文化交流人物誌』熊本大学文学部地域科学科、2005年、pp.44-46。  
 5) 上村直己『『独逸故事熟語字彙』編者 山川幸雄』(『日独文化交流史研究』通巻第9号、日本独学史学会、2007年)、p.21以下。  
 6) 浦川道太郎『イエーリングに学んだワセダマン—「ボアソナード民法典」相統規定に対する一つの同時代的批判』(『早稲田法学』56巻1号、早稲田大学法学会、1980年)、p.1以下。  
 7) 鳥居については、本文注(4)高橋論文の他は、先行研究などはほとんどなく、現在彼の経歴に関する十分な資料は見発されていない。とりわけ筆者が参照したものとして、山本五郎(撰)、九鬼隆一(蒙)『山村一藏先生碑』明治13年12月1日(東京都墨田区向島長命寺内設置)。また井田謙が渡辺康吉に宛てた書簡から、岸小三郎と鳥居誠也が同郷人で、特命全權公使戸田氏共に随行して法律学研究の為ウィーンへ渡航した旨を知ることができる。小林宏、島善高、原田一明(編)『渡辺康吉日記』行人社、2004年、p.393。  
 8) 荒木の経歴については明治31年7月3日付大隈重信宛書簡の履歴書を参照。早稲田大学大学史資料センター(編)『大隈重信関係文書1 あい』のみずす書房、2004年、pp.66-67。

表1：明治期の日本人ドクトル・ユーリスの基礎的情報

時期	氏名	生年	渡航年	学籍登録年・大学	学位取得年・月・日	学位取得大学	学位論文タイトル
第一期	本多康直	1856	1874	1875/76冬-1879/80冬・ベルリン(法)	1882・1・23	ゲッティンゲン大学	不明
第二期	高木甚平 <sup>1)</sup>	1862	1884	1885/86冬-1886/87冬・イエナ(法)	1890・3・17	ハレ大学	Die stille Gesellschaft, die Participations- und die Gelegenheits-Gesellschaft nach den Entwürfen eines Handelsgesetzbuches für Japan
				1887夏-1887/88冬・ベルリン(法)			
				1888夏-1888/89冬・ハレ(法)			
	千賀鶴太郎 <sup>2)</sup>	1857	1884	1885/86冬-1893夏・ベルリン(哲/法)	1897・7・22	ベルリン大学	Gestaltung und Kritik der heutigen Konsulargerichtsbarkeit in Japan
				1896夏-1898夏・ベルリン 聴講生			
	巖谷孫藏 <sup>3)</sup>	1867	1885	1886夏-1887夏・イエナ(法)	1890・5・10	ハレ大学	Die rechtliche Stellung des Nebenintervenient-Streitgenossen nach den Bestimmungen der deutschen Civilprozessordnung
				1887/88冬-1889/90冬・ハレ(法)			
	吉田作弥 <sup>4)</sup>	1859	1885	1888冬-1889夏・ボン(法)	1890・3・31	ボン大学	Geschichtliche Entwicklung der Staatsverfassung und des Lehnswesens in Japan
	山川幸雄 <sup>5)</sup>	1868	1885	1889夏-1893/94冬・ベルリン(法)	1900・4・6	ゲッティンゲン大学	Zur Lehre von der Mithäterschaft, ein Beitrag zur Interpretation des § 47 des Strafgesetzbuchs für das Deutsche Reich
				1899夏・ゲッティンゲン(法)			
	有森新吉	1860	1885	1886夏-1886/87冬・イエナ(哲)	1892	シュトラスブルク大学	Das Staatsrecht von Japan
				1887夏-1889夏・ベルリン(哲)			
				1889/90冬・チュービンゲン(国家学)			
				1890夏-1890/91冬・シュトラスブルク(法・国家学)			
岸小三郎 <sup>6)</sup>	1857	1887	1890/91冬・ゲッティンゲン(法)	1891・4・4	ゲッティンゲン大学	Das Erbrecht Japans insbesondere Kritik des Insteterbreches der Codifikation vom Jahre 1890	
			1891夏-1891/92冬・ベルリン(法)				
鳥居誠也 <sup>7)</sup>	1863	1887	1888夏-1889/90冬・ミュンヘン(法)	1891・8・22	ゲッティンゲン大学	Das Contumacialverfahren im japanischen Strafprocess	
			1890/91冬-1891夏・ゲッティンゲン(法)				
荒木虎太郎 <sup>8)</sup>	1866	1888	1889/90冬・イエナ(法)	1893・9・1	ゲッティンゲン大学	Japanisches Eheschließungsrecht	
			1890夏-1890/91冬・ゲッティンゲン(法)				
			1891夏-1892/93冬・イエナ(法)				
			1893夏・ゲッティンゲン(法)				
岡本芳二郎	1868	1889	1889/90冬・イエナ(法)	1893	ライプツィヒ大学	Über rechtliche Stellung des Finders verlorener Sachen nach dem gemeinen Rechte	
			1890夏・フライブルク(法)				
			1890/91冬-1891夏・ライプツィヒ(法)				
			1891/92冬-1892夏・ハレ(法)				

※明治期にドイツへ留学し、ドクトル・ユーリスの学位を取得した日本人たちの学籍登録時期や出身校といったプロフィールを整理した。  
 ※ドイツ語の表記については原文ママとした。  
 ※学籍登録年の( )には登録された学部を提示した。  
 ※出身校、留学前の地位、留学後の職業、主要著作については代表的なものを記した。  
 ※人物情報については、各学位論文に収録されている自歴譜の他、Rudolf Hartmann, Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914, Berlin: Mori-Ogai-Gedenkstätte, 2005. 井関九郎(編)『大日本博士録 第一巻』発展社、1922年、大植四郎(編)『明治過去帳』東京美術、1983年、稲村徹文、井門寛、丸山信(編)『大正過去帳』東京美術、1973年、『人事興信録』第5版、第9版、人事興信所、1918年、1931年、下中邦彦(編)『日本人名大辞典』第1巻、平凡社、1979年、北川由之助(編)『東京社会辞彙(復刻版)』湘南堂、1987年、日本現今人名辞典発行所(編・発行)『日本現今人名辞典』、1903年、日本大学百年史編纂委員会(編)『日本大学百年史 第一巻』日本大学、1997年を典拠として作成した。なお、特定の個人に関して補足する文献を以下の注に記した。  
 1) 上村直己『袖珍独和新辞林』編者 高木甚平『明治期ドイツ語学者の研究』多賀出版、2001年、p.259以下。  
 2) 吉原達也『千賀鶴太郎博士の二つの自歴譜について』(『日本法学』第79巻第3号、日本大学法学研究所、2014年)、p.41以下。

学位論文タイトル邦題	学位論文 本文頁数	出身地	出身校	留学前の地位	留学後の所属・職業	主要著作
日本における家督相続— 一般的日本文化、法の発 展を考慮して	152	愛媛	東京専門学校		早稲田大学講師、日 清生命保険専務取締 役	
ドイツにおける外国判決 の執行理論に対する寄与	64	熊本	独逸学協会 学校専修科	弁護士	弁護士、衆議院議員	
日本法における合名会社	113	静岡	慶應義塾大 学部法律科	慶應義塾大学学部法律 科講師	慶應義塾大学教授	『契約総則』巖松堂、 1915
戦利品手続—特に日本の 戦利品法を考慮して	80	静岡	英吉利法律 学校	判事	判事、弁護士、中央 大学講師	『バンデクテン法緒論』 (中央大学法律科講義録)、 1907
日本の離婚法	107	東京	東京専門学校	検事、判事	早稲田大学教授、行 政裁判所評定官、秋 田・山梨県知事	『磁業法積義』丸善、 1914
日本の婚姻法	64	大阪			関西大学講師、判事、 衆議院議員	
日本の憲法—ヨーロッパ の模範と比較して	121	三重	第三高等学 校法学部、 学習院大学 部		帝国ホテル常務取締 役	
商業登記簿に登録される までの株式会社の法的地 位および設立、募集から の会社の責任	76	千葉	東京法学院	検事	弁護士	
改善不可能な犯罪者とそ の処置	84	山梨	東京法学院	弁護士、判事	中央大学教授、検事、 司法省参事官、大審 院判事、衆議院議員	『陪審制度論』中央大学、 1914
檢察の法的地位	70	長野	日本法律学 校	判事	日本大学教授、検事、 司法省参事官、弁護 士	『刑法原理』日本大学、 1912
手形法および小切手法の 国際私法—ドイツ民法典 と日本法を比較して	125	静岡	明治法律学 校	判事	明治大学教授、大審 院判事	『手形法論』清水書店、 1914
裁判官による刑の免除	90	鳥根	明治法律学 校	判事	明治大学教授、弁護 士	『刑法原論 各論』明治 大学出版部、1915
法諺「法律無ければ刑罰 無し」について	51	愛媛	東京法学院	検事	検事、中央大学講師	『刑事政策学』(中央大学 法律科講義録)、1917

9) 内池慶四郎「法律学者 神戸寅次郎」(津田利治、内池慶四郎(編)『神戸寅次郎 民法講義』慶應義塾大学法学研究会、1996年)、p.452以下。

10) 中央大学入学センター事務部大学史編纂課(編)『タイムトラベル中大125』第2版、中央大学、2011年、pp.224-225。

11) 大石末吉「代議士月旦」東京平和新報社、1928年、p.61。

12) 『任免裁可書・明治三十四年・任免卷三』(国立公文書館所蔵)。

13) 『法学博士大場茂馬教授通く』(中央大学史料委員会専門委員会(編)『中央大学史料集 第22集』中央大学入学センター事務部大学史編纂課、2009年)、pp.251-254。

14) 法務省法務図書館(編・発行)『山岡萬之助関係文書目録』、2007年、pp.233-236。

15) 『学員武田鬼十郎氏通く』(中央大学史料委員会専門委員会(編)『中央大学史料集 第23集』中央大学入学センター事務部大学史編纂課、2011年)、p.125。

表1：明治期の日本人ドクトル・ユーリスの基礎的情報（続き）

時期	氏名	生年	渡航年	学籍登録年・大学	学位取得年・月・日	学位取得大学	学位論文タイトル
第三期	池田龍一	1872	1897	1897夏-1900夏・ライプツィヒ(法)	1903・4・16	ベルリン大学	Die Hauserfolge in Japan unter Berücksichtigung der allgemeinen japanischen Kultur- und Rechtsentwicklung
				1900/01冬-1902/03冬・ベルリン(法)			
	尾越辰雄	1868	1898	1898/99冬-1899/1900冬・ハレ(法)	1901	ライプツィヒ大学	Beiträge zur Lehre von der Vollstreckung ausländischer Urteile in Deutschland
				1900夏-1901/02冬・イエナ(法)			
				1901夏・ライプツィヒ(法) 聴講生			
	神戸寅次郎 <sup>9)</sup>	1868	1899	1899/1900冬-1900/01冬・ハレ(法)	1902・6・13	ハレ大学	Die offene Handelsgesellschaft nach japanischem Rechte
				1901夏・ベルリン(法)			
				1901/02冬-1902夏・ハレ(法)			
	渡辺豊治 <sup>10)</sup>	1868	1899	1900夏・フライブルク(法)	1903・7・7	イエナ大学	Das Prisenverfahren mit besonderer Berücksichtigung des japanischen Prisenrechtes
				1900/01冬-1903夏・イエナ(法)			
	坂本三郎	1867	1900	1900/01冬・ハイデルベルク(法)	1903	ハイデルベルク大学	Das Ehescheidungsrecht Japans
				1901夏-1902/03冬・ベルリン(法)			
				1903夏・ハイデルベルク(法)			
	岩崎幸治郎 <sup>11)</sup>	1874	1900	1900/01冬-1902/03冬・ベルリン(法)	1904・2・3	ライプツィヒ大学	Das japanische Eherecht
				1903夏-1903/04冬・ライプツィヒ(法)			
小林武次郎	1873		1901夏-1902夏・ロストック(法)	1902・12・24	ロストック大学	Die japanische Verfassung, verglichen mit ihren europäischen Vorbildern	
高木藏吉 <sup>12)</sup>	1877		1905夏-1905/06冬・ハイデルベルク(法)	1906・5・10	ハイデルベルク大学	Die Rechtsverhältnisse der Aktiengesellschaft bis zu ihrer Eintragung in das Handelsregister und die Haftung der Gesellschaft aus der Gründung und aus der Zeichnung	
大場茂馬 <sup>13)</sup>	1869	1905	1905/06冬-1907夏・ミュンヘン(法)	1908・2・26	エアランゲン大学	Unverbesserliche Verbrecher und ihre Behandlung	
山岡萬之助 <sup>14)</sup>	1876	1906	1906/07冬-1907/08冬・ミュンヘン(法)	1909・5・14	ライプツィヒ大学	Die Rechtsstellung der Staatsanwaltschaft	
			1908夏-1908/09冬・ライプツィヒ(法)				
水口吉蔵	1876	1908	1908/09冬・ボン(法)	1911・3・6	ハイデルベルク大学	Das internationale Privatrecht der Wechselordnung und des Scheckgesetzes verglichen mit Bürgerlichem Gesetzbuch und japanischem Recht	
			1909夏・ゲッティンゲン(法)				
			1909/10冬-1910/11冬・ハイデルベルク(法)				
岡田庄作	1873	1909	1909/10冬-1911夏・ミュンヘン(法)	1911・6・26	ミュンヘン大学	Das Absehen von der Strafe durch den Richter	
武田鬼十郎 <sup>15)</sup>	1873	1910	1910/11冬-1912夏・ミュンヘン(法)	1914・3・4	ライプツィヒ大学	Über den Satz: 'Nulla poena sine lege'	
			1912/13冬・ライプツィヒ(法)				

※明治期にドイツへ留学し、ドクトル・ユーリスの学位を取得した日本人たちの学籍登録時期や出身校といったプロフィールを整理した。  
 ※ドイツ語の表記については原文ママとした。  
 ※学籍登録年の( )には登録された学部を提示した。  
 ※出身校、留学前の地位、留学後の職業、主要著作については代表的なものを記した。  
 ※人物情報については、各学位論文に収録されている自歴譜の他、Rudolf Hartmann, Japanese Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914, Berlin: Mori-Ogai-Gedenkstätte, 2005. 井関九郎(編)『大日本博士録 第一巻』発展社、1922年。大橋四郎(編)『明治過去世』東京美術、1983年。稲村徹元、井門寛、丸山信(編)『大正過去世』東京美術、1973年。『人事興信録』第5版、第9版、人事興信所、1918年、1931年、下中邦彦(編)『日本人名大事典』第1巻、平凡社、1979年、北川由之助(編)『東京社会辞彙(復刻版)』湘南堂、1987年、日本現今人名辞典発行所(編・発行)『日本現今人名辞典』、1903年、日本大学百年史編纂委員会(編)『日本大学百年史 第一巻』日本大学、1997年を典拠として作成した。なお、特定の個人に関して補足する文献を以下の注に記した。

得事情がある<sup>(35)</sup>。弱冠二七歳の司法官試補であつたミヒャエリスの日本招聘に際し、ドイツ公使の青木周蔵が雇用の重要な条件として提示したのは法学博士学位の取得であつた<sup>(36)</sup>。学位を持っていなかったミヒャエリスは論文を提出しなくても学位を取得する方途を求め、本多も学位を取得したゲッティンゲン大学へと向かつたとされる。当時ゲッティンゲンの法学部長はイエーリング<sup>(37)</sup>であり、試験委員会の委員長でもあつた彼はミヒャエリスの特殊な事情について理解することができ、かつ自分の著作を様々な言語に翻訳されることを望んでいたことで、日本に雇われるミヒャエリスと著作の日本語訳を得たいイエーリングの間の利害は一致していたといふ<sup>(38)</sup>。こうした事情もあり、ミヒャエリスは口頭試験のみで法学博士の学位を授与されたのである。

本多は学位を取得後も現地に残り、伊藤博文の憲法調査団に随行していた判事三好退蔵の知遇を得て調査の手伝いをした。三好は伊藤に対して、本多への官費による学資支給が認められるよう取り計らいを依頼した際、彼を以下のように評価した。

右ハ明治八年以來、私費ヲ以テ当国エ留学法律専門ノ学科ヲ修メ既ニドクトルノ免状ヲ得尚実地ノ研究ヲ為サンカ為メ当政府ノ許可ヲ經テ目下地方裁判所ノ実務ニ従事致シ居候ニ付其余暇ヲ以テ下官取調上ノ補助相頼ミ日夕事ヲ共ニシ其人物ヲ熟察仕候処学力充分ナルハ勿論其為人実直ニシテ勉強倦マサルニ因リ此上目的通実地ノ研究ヲ遂ケ候ハ、必ス司法部有用ノ人物ト相成可申(後略)<sup>(39)</sup>

勿論、推薦文であるためその内容は好意的であるが、「法律専門ノ学科」を修めドクトル・ユーリスの学位を取得した本多こそが、学力充分で司法制度の視察に有用な人物であることが強調される。そして本多の官費支給(二年間につき千ドル)は認められることとなつた<sup>(40)</sup>。彼はその後二年間の司法実務を研修した後、明治一八年に日本に帰国す

る。<sup>(41)</sup>

帰国後の本多は司法省に雇われ、司法省参事官などを歴任した。本多はドイツ法学識を背景にした新進気鋭の法制官僚として、明治政府が直面していた法典編纂事業へとその身を関わらせてゆく。前述の通り、明治一〇年代後半の法典編纂の方針は、フランス法模範から、ドイツ法模範へと転換しつつある時期であり、ドイツ法学専門の学識を有する本多はまさに「司法部有用ノ人物」であった。

なお、本多は主として、民事訴訟法典編纂<sup>(42)</sup>に関わることとなる。本多の果たした重要な役割のひとつは明治一九年六月に司法大臣山田顕義に提出された、ドイツ人テヒョー起草の「日本民事訴訟法草案」を今村信行<sup>(43)</sup>と翻訳したことである。その翻訳が「生硬そのもの」で後世の学者からは原文の方がわかりやすいと言われることもあるが、本多、今村自身が著した民事訴訟法公布後の注釈書に「用語ニ至テハ彼ノ分析学理的思想ノ進歩ニ従ヒ自ラ訴訟上各事項ノ分析区分ヲモ要スルニ至リタルヲ以テ新熟語ヲ用イタル者甚多シ<sup>(45)</sup>」と述べているように、民事訴訟法における専門用語の翻訳語すら定着していなかった当時において「新熟語」を創出し、その翻訳を可能とさせたのは、何よりもドクトル・ユーリスとしての本多の法学識に依るところが大きかったであろう。また本多は、明治一九年八月一日、当初外務省に設置された法律取調委員会の書記に任命され、同委員会が司法省に移管された後の翌年一月四日には同省法律取調報告委員として、民法や民事訴訟法草案の下調べを分担している<sup>(46)</sup>。

本多は法制官僚としての法典編纂事業に留まらず、明治二五年一月一日付で大審院判事に任命され、法律の実務家としても活動した<sup>(47)</sup>。さらに、私立法律学校での講師として法学教育に携わることもあった。本多は民事訴訟法の専門家としてその講義にあたったようである。とりわけ同二二年創設の日本法律学校では、本多は、明治憲法起草者の一人金子堅太郎や帝国大学法科大学教授となるドイツ留学者の穂積八束や宮崎道三郎、末岡精一などと共に創立者の一人として名を連ねている<sup>(48)</sup>。その他東京専門学校では同二五年から三三年に、慶應義塾大学部法律科でも同二八年

から三三年にかけてやはり民事訴訟法の講義を担当し、同三三年の彼の死の直前までその仕事を全うした。<sup>(30)</sup>

明治初期にドイツ留学し、日本人ドクトル・ユーリスの先陣を切った本多康直は、明治国家のドイツ法への傾斜の中で、その法学識が重宝され、ドイツ語草案の翻訳といった法典編纂事業に関わる法制官僚として活動できたことが指摘できよう。また、明治二〇年代以降は彼が法制官僚に留まらず、実務家や私立法律学校での教育といったように活動の領域を広げていったことは、後続のドクトル・ユーリスたちの明治社会における活動範囲を方向づけたといえよう。

## (二) 「第二期」——帝国大学法科大学体制確立期のドクトル・ユーリスたち

前述の通り、ドイツへと留学した日本人の現地での法学博士学位取得が本格化するのはこの「第二期」に至ってからである。また、この「第二期」以降の日本人ドクトル・ユーリスはすべて学位論文を執筆している。彼らによるドイツ法研究が本格化するのも当該時期以降となる。この「第二期」に分類される人物たちは、高木甚平、千賀鶴太郎、巖谷孫蔵、吉田作弥、山川幸雄、有森新吉、岸小三郎、鳥居誠也、荒木虎太郎、岡本芳二郎の一〇人となる。本稿では紙幅の関係により「第二期」以降のこうした人物一人一人についての経歴や業績の詳細な叙述は不可能である。そのため、彼らについては主として帰国後の活動を軸として、彼らの明治社会における役割を検討したい。

この時期に該当する人物たちの特徴を挙げれば、帰国後の活動領域が官立大学教授から実業家まで多様であったことである。その中でも彼らの多くは大学や法律学校、高等教育機関における講師として活動した。換言すれば、彼らが修得したドイツ法の学知は、教育の場において発揮されることとなる。

明治二〇年代に帰国した彼らを講師として最も多く採用した私立法律学校は、和仏法律学校、日本法律学校、そして東京専門学校である。特に和仏法律学校は明治二三年に帰国直後の高木甚平を採用しており、最も早く「第二期」

のドクトル・ユーリスの採用を行った点でも注目できる。他には、巖谷孫蔵、荒木虎太郎、岡本芳二郎と計四人が和仏法律学校で教壇に立った<sup>(52)</sup>。日本法律学校には、高木甚平、鳥居誠也、有森新吉、岡本芳二郎の四人が採用されている<sup>(53)</sup>。東京専門学校では、巖谷孫蔵、岸小三郎、有森新吉、そして科外講師ではあるが、荒木虎太郎が講師となった<sup>(54)</sup>。次いで明治法律学校では、高木甚平、巖谷孫蔵、岡本芳二郎の三人<sup>(55)</sup>、そして慶應義塾大学部法律科では、高木甚平と有森新吉の二人と続く<sup>(56)</sup>。東京法学院、独逸学協会学校においては、一人のみの採用であり、そのいずれも岡本芳二郎を採用している<sup>(57)</sup>。これらの事実より、明治二〇年代の主だった私立法律学校においては、日本人ドクトル・ユーリスが採用され、ドイツ法学的素養を持つ教員が必要とされていたことが窺える。その背景には、東京帝国大学法科大学のドイツ法への傾倒<sup>(58)</sup>によって、明治二〇年代半ばに体制内化をほぼ完成し、「官僚制再生産機構」の末端となろうとする私立法律学校においてもドイツ法学の優位性が一般化されていたことが挙げられよう<sup>(59)</sup>。その傾向は、和仏法律学校、明治法律学校といったフランス法学教育を起源として設立されたフランス法系の法律学校においても、決して例外ではなかった。その一方で、ドイツの法律、政治の教育を目的とした独逸学協会学校において、一人しか採用されていないことも興味深い。独逸学協会学校専修科はドイツ法学移入の独占的窓口として機能していたが、その役割は明治二〇年の東京帝国大学における独法科の設置に取って代わられ、同二五年には、第一高等学校をへて帝国大学への進路が存在した普通科を主とし、法学を専門的に教育する専修科は「傍ら」として位置づけられるようになっていた。さらに財政難にも陥ったため、明治二八年には独逸学協会学校専修科は廃止となってしまっている<sup>(60)</sup>。東京帝国大学や各種法律学校において、ドイツ法の専門的な教育が一般化し、かつ充実していく過程において、独逸学協会学校専修科はその独自性を保つことができず、縮小の一途を辿っていたのである。そうした要因により、独逸学協会学校において、日本人ドクトル・ユーリスの積極的な採用は行われなかったと考えられる。

日本人ドクトル・ユーリスたちが私立法律学校において教授したことは、彼らのドイツ法学識を用いた日本法の解

説・解釈であった。その一例として、学位論文でドイツ帝国民事訴訟法を研究した巖谷孫蔵が明治二四年、明法堂から出版した『民事訴訟法略論』を取り上げよう。その内容は明治二三年に制定された民事訴訟法についての解説書であり、「学理講義ト逐条講義ヲ折衷シタルモノ」と称す通り、大枠を法典の構成に依拠しながらも、必ずしも条文の配列通りに解釈が展開していないのが特徴である。その構成は、まず緒論として第一章から第六章に分かれ、それぞれ、「民事訴訟法ノ定義」、「民事訴訟法ノ目的」、「民事訴訟法上ノ権利関係」、「民事訴訟法ノ公法タルコト」、「民事訴訟法ト他法律トノ區別」が論じられ、民事訴訟法の法的構造や、その性質についての一般論が述べられている。さらに、第一編以下に条文の解説が行われ、まず第一編は「民事訴訟法ノ関係者」として第一節「裁判所」と第二節「当事者」に区分され説明がなされる。とりわけ注目すべき点は、ドイツ法との関連が提示される点にある。

まず、その主義については「我民事訴訟法ハ独逸訴訟法ト同ク所謂任他主義ヲ採リタル」とドイツ法との共通点を指摘している。なお、「任他主義」は干渉主義の反義であり、民事訴訟行為を原告・被告の意志に一任し、裁判所は受動的な立場をとるというもので、現在では当事者主義に該当するものである。

加えて、「裁判所ノ管轄ニ付テノ合意」を規定する第二九条、第三〇条の解釈について、「明示ノ合意」が第二九条であり、「暗黙ノ合意」が第三〇条であるとする説、つまり「被告カ管轄違ノ申立ヲ為サシテ本按ノ口頭弁論ヲ為ストキハ当事者間ニ合意アリタルモノト推測ス」という説<sup>(63)</sup>に対しては、「独逸訴訟法中裁判管轄ノ合意ニ関スル規定ノ正文ヲ以テ我民事訴訟法第三十条ノ解釈ニ充テタルモノナランカ」という疑問を呈し、それに対応するドイツ民事訴訟法の条文第三八条と第三九条を提示して論証する<sup>(64)</sup>。ドイツ民事訴訟法第三八条を「第一審ノ固ヨリ非管轄ナル裁判所ハ当事者ノ明示黙示ノ合意ニ因リ管轄トナル」、第三九条を「若シ被告カ非管轄ナルコトヲ申立ツルコトナク本按ニ就テ口頭上弁論シタルトキハ黙示ノ合意ヲ推測スヘシ」と訳出した上で、「我民事訴訟法第二九条及ヒ第三十

条ハ全ク之ト其旨趣ヲ異ニス」と指摘する。つまり、その根拠を「該第二十九条ニ於テハ当事者ノ合意ハ書面ヲ以テ之ヲ為ストキニ限ルトアリテ我立法者ハ裁判管轄ニ付テノ合意ハ只タ書面合意ノミニ限リテ効力ヲ有セシメタルヤ明カナリ」とし、続けて「独逸訴訟法ハ已ニ其明文ヲ以テ明示黙示ノ両合意ヲ規定セリ是レ裁判管轄ノ合意ニ付我民事訴訟法ト独逸訴訟法ト其趣ヲ異ニスル所以ニシテ我訴訟法第三十条ハ黙示ノ合意ヲ推測シタルニ非スシテ失権ノ結果ヲ示シタルコト疑ナシ」と論じた。日本民事訴訟法とドイツ民事訴訟法における規定の趣意の違いを条文の比較を通して明確にし、従来の解釈に異論を唱えた巖谷のドイツ民事訴訟法に関する学識の豊かさが窺えるであろう。

巖谷の『民事訴訟法略論』は岸小三郎の東京専門学校における民事訴訟法の講義において紹介されている。岸は日本の民事訴訟法に関する参考書を紹介する中で、註釈と要論に分け、註釈に該当するものとして本多康直、今村信行の『民事訴訟法註解』、宮城浩蔵、亀山貞蔵の『民事訴訟法正義』、要論としては深野達『民事訴訟法講義』、江木衷『民事訴訟法原論』を挙げる。続けて「其他巖谷孫蔵氏の民事訴訟法略論の如き頗る有益の書物なるへきも惜むらくは尚完結に至らず唯た其初めの一小部分たるにすぎざることを」と述べ、巖谷の著作が一号のみの出版で中断し完結には至らなかつたことを惜しんだ。また、巖谷と同じくドクトル・ユリスであつた岸がその著作を高く評価している点は興味深い。

明治二〇年代の日本人ドクトル・ユリスにおいて、帝国大学（東京帝国大学）に講師として採用されたのは僅か二人であつた。明治二六年九月法科大学の「国際法」講師となる吉田作弥(67)と同二年より農科大学で「法学通論」の講師となつた岡本芳二郎(68)である。しかし、彼らは東京帝国大学の法科大学の中心で活躍できたとは言いがたい。それは、共に正規の教授としてのポストではない上に、吉田は僅か二カ月で退任、岡本は明治三三年に法科大学へ移つたものの、当初は法学を専門とした官僚を養成する学部ではない農科大学での採用であつたことに由来する。さらに岡本については、明治三八年に出版した翻訳書『最新独逸商法論』（カール・ガライス原著）の序文を穂積陳重が記し、そ

ここでは「学友岡本芳二郎君是に觀る所あり、夙に我商法の法源を明にして後進を益せんことを図り、頃日近世著名の商法論中特に『ガライス』氏独逸商法論を扱ひて之を邦語に訳述し、以て之を本邦の法曹に紹介す」、「訳者は篤学博渉、特に独逸私法理に精通するを以て法学界に重きをなすの士なり」と一定の評価を受けながらも、翌年には南滿州鉄道勤務となり実業家へ転身している。つまり、ドイツ法学を修業したことを示すドクトル・ユリスの学位を持つてはいるが、彼らが、東京帝国大学の法科大学を主導する存在にはなれなかったと考えられよう。

また、大学や私立法律学校に限らず、法律を専門としない高等教育機関においても彼らは採用されている。高等商業学校においては明治二四年、巖谷孫藏が講師として「法律」を教え、高木甚平は同二五年教授となり「法律」や「ドイツ語」等を講じている。<sup>(72)</sup> また、帝国大学の予科としての役割を担っていた第一高等中学校においても明治二六年、高木甚平は「ドイツ語」の授業を囑託され、同二九年には岡本芳二郎が教授となり「ドイツ語」を教えている。<sup>(73)</sup> これらの教育機関においては彼らがドイツで学んだ法律の専門知識だけでなく、ドイツ語の教育も行っていた。つまり、彼らがドイツで修得した学知は、「法学」に限らず「ドイツ語」にも広がり、明治二〇年代のわが国において幅広く受容されたと考えられる。

明治二五年、巖谷孫藏が第三高等中学校（明治二七年第三高等学校へ改称）の教授へと就任したことを機に、ドクトル・ユリスたちの活動拠点は東京だけでなく、関西圏（主に京都）にも範囲が広がる。明治二六年三月には巖谷は第三高等中学校の法学部主事となっている。さらに、同年一月には帝国大学を二カ月で辞任した吉田作弥が教授に就任、翌二七年には法学部主事のポストを巖谷から引き継いでいる。<sup>(74)</sup> 第三高等中学校は明治一九年、帝国大学の予科としての役割とともに、実業の専門教育機関としての役割も期待されて設置された学校である。高等中学校は全国を五区画に分けて設置されたものであり、第三高等学校は近畿・中国・四国地方を対象として設置されたものである。そして、明治二二年七月には京摂地方に法律学校が存在しなかったという理由等により高等中学校の中で唯一法学部

が設置された。<sup>(75)</sup> こうした、明治二〇年代の関西地方における法学教育の草分けともいえる第三高等学校法学部が巖谷と吉田のドクトル・ユーリス主導で運営されていたことは極めて興味深い事実であろう。

そして、巖谷孫蔵は明治三十一年、事務嘱託として、京都帝国大学法科大学設立に尽力した。<sup>(76)</sup> 翌年には京都帝国大学法科大学が創設され、巖谷は教授に就任する。さらに、京都帝国大学法科大学の創設につき、ドイツに留学中であった千賀鶴太郎が招聘され、千賀も法科大学創設時の教授として就任した。<sup>(77)</sup> こうして、東京帝国大学法科大学に対する挑戦者として創設された京都帝国大学法科大学には、創設時の教授陣に二人の日本人ドクトル・ユーリスを携えた。京都帝国大学法科大学創設は、政治の中心である東京に対抗し、京都に新たなドイツ法学の拠点が生まれたことを示唆するものではないだろうか。ちなみに、明治三十三年に帰国した山川幸雄もまず初めに第三高等学校教授として京都において採用されている。

京都帝国大学法科大学は、如何なる点で東京帝国大学法科大学に対抗したか。東京帝国大学と京都帝国大学の法科大学の性質を比較した、斬馬劍禪は次のように評している。東京大学における法学の教授法の特徴を、「法律的」で、「法律条章の解釈応用を主眼とし」、「重に条文の暗誦を目的とし」、「實際的」であり、「技術に近く」、「むしろ法律と称すべ」きものであると評した。一方で京都帝国大学については、「法学的」で、「法的修練をもってその眼目」とし、「主として法理の観念を養なうを目的」とし、「學術的」で「科学に属」し、「真正に法学の名を値す」と評価した。<sup>(78)</sup>

これらの性質に適う教育制度をみれば、京都帝国大学はドイツの大学の教育制度を積極的に採用したという点が挙げられる。具体的に例示すれば、演習（ゼミナル）の必修化といった方針等である。<sup>(79)</sup> ゼミナルの重視に加え、大学の卒業のために卒業論文を課すことも採用され、それには、「自由討究的法学的研究」を学生に求め、學術研究を通じた教育を重視する側面があったといえよう。また、穂積重行は、東京帝国大学におけるドイツ法による法学教育

の官僚法学的な性格を指摘しており、「ドイツ法学の精密な形式論理的な側面だけが受け入れられ」、「法学研究における歴史的・比較的方法は、久しく学会内部においてすら一傍流に甘んぜざるを得なかった」と回顧している。その背景は「明治期の東京帝国大学の教授たちは、陰に陽に中央政府と係わりをもち」との指摘にあるように東京帝国大学は政治の中心と密接にかかわっており、国家的使命から自由な法学の研究の可能性が制限される傾向にあったことであろう。そもそも、明治一九年に設立された帝国大学に対し政府が求めた役割は、政府の必要とする人材つまり、国家的任務を遂行し得る官僚の養成であった。それに付随して、明治二〇年七月二三日の文官試験試補見習規則（勅令第三七号）の「法科大学文科大学及旧東京大学法学部文学部ノ卒業生ハ高等試験ヲ要セス試補ニ任スルコトヲ得」（第三条<sup>(83)</sup>）という規定や、司法官については、同二三年の裁判所構成法（法律第六号）にも「三年以上帝国大学法科教授若ハ弁護士タル者ハ此ノ章ニ掲ケタル試験ヲ経スシテ判事又ハ検事ニ任セラル、コトヲ得」、「帝国大学法科卒業生ハ第一回試験ヲ経スシテ試補ヲ命セラル、コトヲ得」（第六六条<sup>(84)</sup>）と確認される通り、特に帝国大学の法科大学に任用試験免除の特権を与えその役割が担わされていた<sup>(85)</sup>。帝国大学における法学の役割は統治技術を扱う官僚養成のための知となり、学問研究の発展とは矛盾する目的を持ちつつあった<sup>(86)</sup>。そのような状況下で創設された京都帝国大学は、東京帝国大学の競争者として登場することで、帝国大学が一国を代表する学問研究の府であることを維持しようとした。その京都帝国大学のスタッフとしての役割を「第二期」のドクトル・ユーリスは果たしたのである。

「第二期」の日本人ドクトル・ユーリスたちは、京都帝国大学で活躍した巖谷孫藏、千賀鶴太郎を除くと、彼らは様々な分野で活動を行っており、中には法学という専門分野から離れる者すらいた。

例えば、高木甚平と山川幸雄は帰国後に「ドイツ語」の講座を担当し、高木は『袖珍独和新辞林』（三省堂、一八九六年）、山川は『独逸故事熟語字彙』（南江堂、一九〇六年）や『和文独訳練習』（丸善、一九〇九年）といったドイツ語教育書籍を出版しドイツ語学者としての一面を持った。もともと彼らには語学的関心や、その高い素養が備わってお

り、彼らがハレ大学、ゲッティンゲン大学に提出した学位論文においては、ドイツ語だけでなく、フランス語や英語、ラテン語等の多言語の使用が見られた。<sup>(87)</sup>

外交官となった吉田作弥、弁護士となった岸小三郎、弁理士となった荒木虎太郎等、外交官や実務家となった人々もおり、有森新吉は山陽新報社長、川崎造船所取締役等を歴任し、前述の岡本芳二郎は南満州鉄道株式会社の役員に就任したように実業家として活躍する人物もいた。

彼らは法学アカデミズムや法実務の領域における我が国のドイツ化を担っただけではなく、幅広く社会、経済そして文化の各事業において活動の領域を見出していったのである。

### (三) 「第三期」——私学の法学教育の充実とドクトル・ユーリス

明治三〇年代から留学したドクトル・ユーリスは、多様であった「第二期」のドクトル・ユーリスたちと比較すれば、ある程度同じ傾向を呈する集団であったと認識できる。一般的には明治期のドイツにおける法学の「学位取得者」について「私学出身の実務家」という性格づけが為されているが、私見では、この傾向こそとりわけ明治三〇年代からのドクトル・ユーリスたちに顕著に現れるのである。

この「第三期」に該当する人物を提示すれば、池田龍一、尾越辰雄、神戸寅次郎、渡辺豊治、坂本三郎、岩崎幸治郎、小林武次郎、高木蔵吉、大場茂馬、山岡萬之助、水口吉蔵、岡田庄作、武田鬼十郎の一三人となる。ここでは、「第二期」のドクトル・ユーリスとのプロフィールの比較を通して、「第三期」ドクトル・ユーリスたちの意義を検討したい。

まず、留学前の学歴を参照してみよう。表1に掲げる通り、その出身校も多様であるが、「第二期」において多くを占めるのは、仏学塾、慶應義塾、同志社英学校、独逸学校、東京外国語学校といった洋学校・語学学校などであり、

私立法律学校や東京大学において専門的な法学・政治学を学んだ者は岸、有森、岡本と僅か三人に過ぎなかった。一方「第三期」になると、東京専門学校、独逸学協会学校専修科、慶應義塾大学部法律科、英吉利法律学校（東京法学院）、日本法律学校、明治法律学校、第三高等学校法学部という具合に、私立法律学校や官立高等学校の法学部で専門的な法学教育を受けていることが指摘できる。とりわけ私立学校が多数を占めたということも重要な要素であろう。私立法律学校を卒業した後、彼らの多くは判事、検事、弁護士といった法律の実務家として活動していた点が特徴として挙げられる。彼らは判事検事登用試験もしくは弁護士試験を受験し、法律実務家としての活動をするのである。一方、「第二期」においては国内の法律家の任用制度が確立されてゆく中で、「第一期」ドクトル・ユーリスの本多のような僥倖を求めて、日本での地位を確立する前にドイツ留学し、学位取得へと励んだ者も少なくないであろう。例えば、荒木虎太郎は大隈重信に対し、明治三十一年七月三日付の書簡で官職を要求した。その際、荒木は「当時農商務省の如き森林法律の必要も可有之、其取調方等御下命を蒙り候は、幸甚<sup>(89)</sup>」と述べるように、東京農林学校を経てドクトル・ユーリスの学位を持つ自身の経歴を生かす分野の必要性を訴えている点が興味深い。尤も「第三期」ドクトル・ユーリスの中でも少数派であった実業家転身者の池田龍一は、「最初政治家となる目的で渡欧しましたが、その後日本の政界は腐敗の極に達し、到底正直者の顔を出さぬと観念し、一面には滞独中、独逸国における學術研究の隆盛なるに感じて、専ら法学の研究に志し<sup>(91)</sup>」たという。京都帝大教授の千賀鶴太郎に次ぎベルリン大学でドクトル・ユーリスを取得した池田であったが、帰朝後、「多少学界に貢献すべく予期したのですが、何等得る処なくして、実業界に身を投ずるに至った<sup>(91)</sup>」と述べており、当時日本の法学界には彼のドイツ法学識を活かせる場所がなかったことが窺える。

明治三〇代以降の日本の法学は圧倒的に帝国大学の影響下にあったことを末弘厳太郎は以下のように回顧する。

帝大だけは無試験で裁判官弁護士になれた、大正の終りか昭和の初めまで。しかるに私立大学の出身者で弁護士裁判官になるという者は試験を受けなければならない、しかもその試験の委員には帝大の先生が多くなっていたから、私立大学でも自然帝大の先生を講師にたのむ、そのような関係から帝国大学法学部がだんだん私学までも支配していった<sup>(28)</sup>

私学における法学は判事検事登用試験や弁護士試験に及第するために必要な科目に留まり、試験合格率を高めるために帝国大学の教授を講師に迎えなければ、学生を確保できないという事情すらあった。「第三期」ドクトル・ユリスたちが帰国した頃の法律学の主流は官学に占められ、私学出身でドイツ学位を持つ池田のような人物でさえ、日本の法学界で活躍できる領域は限定されていた。

「第三期」ドクトル・ユリスたちについて、彼らをドイツへと向かわせた最も重要な要因のひとつとして、私立法律学校の大学化を想定した、自前での専任教員養成成熟が高まっていたという背景がある。それによって、明治三〇年代より海外派遣の留学生制度が各種私立学校に導入され始めた。この制度による留学に該当する人物は、慶應義塾の神戸寅次郎、東京専門学校（早稲田大学）の坂本三郎、東京法学院（中央大学）の渡辺豊治、大場茂馬、武田鬼十郎、そして日本法律学校（日本大学）の山岡萬之助が挙げられ、それぞれ第一回目の派遣に選ばれているのが、神戸、坂本、渡辺、山岡であった。

私学派遣の留学生制度を最も早くに導入したのは慶應義塾であった。慶應義塾大学部法律科の第一期生として卒業した神戸寅次郎は明治二五年頃より慶應義塾普通部の教員を務める傍ら、大学部法律科主任教授のジョン・ヘンリー・ウィグモア<sup>(29)</sup>が契約満期となるため、後任となる人物を求めて奔走していた。当時は旧民法が公布されるなど、日本法が整備されつつあり、学校の講義も日本法に依る必要が生じ、主任教授も日本人を依頼する方針となったという。そこで、当時知名の学者に依頼したのであるが、専任で教育に従事することに快諾する者はほとんどおらず、つ

いに「自給自足主義を採つて、海外留学制度を設け自ら教授を養成するの外はない」との考えが生まれたとしている。<sup>(94)</sup> 神戸の構想が実現化するのには実に七年後であった。明治三二年七月四日開催の慶應義塾第五期第八回の評議員会においてその方針が「教員養成の目的を以て外国に留学生を送ることに決す」と定められ、同年八月四日の第五期第九回評議員会において、法律学の神戸寅次郎、文学の川合貞一、経済学の気賀勤重がドイツへ、経済学の名取和作と堀江帰一がアメリカへ派遣されることが決定した。<sup>(95)</sup> 『慶應義塾学報』では第一回留学生派遣に際して次のように評している。

慶應義塾は私立大学として益々其教育機能を完備せんが為め新に五名の卒業生を米、独二国に留学せしむること、なれり、學術をして一に官立大学の専売に属せしむるの不都合は今更言ふを須ひず、慶應義塾特派の留学生諸氏よ冀くば最も新鮮なる歐米學術界の空気を呼吸し來りて他日、我が日本の學術界をして一段の活気を呈せしめんことを<sup>(96)</sup>

留学生派遣の目的は「官立大学の専売」となりつつあった學術を打破するための、義塾出身の教員の強化にあった。このように、官立の帝国大学に対抗して、私立大学たらんとするために自前での教員養成を目的とした留学生派遣が導入されてゆくののである。

東京専門学校においては明治三三年七月一日の評議會で、大学部の設置のための準備として留学生を海外に派遣することが決定し、そのうちの一人に坂本三郎が選ばれている。<sup>(97)</sup> 東京法学院でも明治三〇年に「卒業生中特に雋秀の士を選び漸次海外へ留学せしむる」という方針が公開され、学則上でも「本院卒業生ニシテ品行方正學業優等等将来有望ノ者ニハ學費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ」と規定され、はじめは花井卓蔵が海外留学生として派遣される予定であったが、衆議院選挙への出馬準備などが重なったため辞退となり、新たに渡辺豊治が選出される

に至っている<sup>(99)</sup>。日本法律学校卒業の山岡萬之助に至っては、刑事学の修学の為、自ら留学する意志を帝国大学教授で日本大学理事であった戸水寛人に相談した。その結果、「大いに結構。学校（日本大学）からの留学生として及ばずながら協力しましょう<sup>(100)</sup>」と返事があり、明治三九年より日本大学最初の派遣留学生としてドイツ留学を果たしたのである。

これらの私学派遣の留学生達は帰国後に、神戸寅次郎が慶應義塾大学部法律科教授、坂本三郎は早稲田大学教授、大場茂馬は中央大学教授、渡辺豊治、武田鬼十郎は中央大学講師、山岡萬之助が日本大学教授と、私学法学部の教授・講師に就任してゆくことになる。また、明治法律学校出身の水口吉蔵、岡田庄作についてもドクトル・ユーリス取得後に明治大学教授となっていることから、彼らが明治大学派遣の留学生であったかは定かではない<sup>(101)</sup>が、明治法律学校（明治大学）においても、母校出身の法学家がドイツ留学、ドクトル・ユーリスを取得した後、教授となって法学教育に携わったという私学出身の法学者のキャリアとして共通するのである。

総じて、「第三期」ドクトル・ユーリスに現れる顕著な特徴は、私立大学法学部の育ての親<sup>(102)</sup>としての役割を彼らが果たしたということであろう。

#### 四 むすび

以上、本稿では明治期にドイツ留学しドクトル・ユーリスの学位を取得した人物たちを、三つの時期区分において分析し、彼らの全体像を示した。最後に改めて近代日本法史におけるドクトル・ユーリスの意義を検討しよう。

「第一期」ドクトル・ユーリスは本多康直であった。彼が帰国した当時の日本は、ドイツ法を模範とした立法政策が本格化した時期であり、彼は司法省においてドイツ人法律顧問が起草した草案の翻訳や法典調査に関与し、わが国

のドイツ法の立法的継受到重要な役割を果たした。

明治一〇年代後半よりドイツに渡った「第二期」のドクトル・ユーリスたちから、その学位取得はいよいよ本格化し、彼らはまさにドイツ法研究の先駆者として帰国した。しかしながら、彼らは東京帝国大学という官学アカデミズムの中心で、積極的に活躍することはなく、むしろその対抗者としての京都帝国大学や、私立法律学校において法学教授を担った。彼らは、ドイツ法の特に学説的継受の可能性を拡大させ、わが国法学界の全面的なドイツ法化を更に促進させる役割を果たしたといえよう。さらに、明治二〇年代の日本は全面的なドイツ化が進展しており、法学という分野に限らず、ドイツ語学者や実業家といった領域にまで、彼らの活動は広がっていた。

「第三期」のドクトル・ユーリスは、確かに「私学出身の実務家」という横顔が備わるものの、もとより私学より派遣された留学生たちという特徴も見逃すことはできない。彼らは私立学校の大学化を目標とした法学教育充実の意図のもとで、ドイツ法学的影響にあつた日本の法学界にあつて、直接彼の地で法を学ぶことができた人々であつた。帰国後の彼らは、国家試験のための教科となつていた法学の停滞を打破すべく尽力し、私学における法学教育・研究の担い手として私学法学部のより堅固な拡充を図つてゆくのである。

明治期のドクトル・ユーリスたちが具体的にドイツで何を学んだかについては、個別の法領域におけるさらなる検討が要されよう。そのためには、とりわけ彼らの著した学位論文は重要な手掛かりとなろう。何よりも、明治二〇年代以降秩序づけられてゆく帝国大学を中心とした官学アカデミズムや、私学<sup>(10)</sup>における法学研究や教育の場面で、ドクトル・ユーリス学位取得者の果たした歴史的役割を再認識する必要があるとされている。

(1) 沢木敬郎「法の継受」伊藤正己(編)『岩波講座 現代法一四 外国法と日本法』(岩波書店、一九六六年)、一二二頁、北川善太郎『日本法学の歴史と理論』(日本評論社、一九六八年)、二〇〇頁。また、内田貴『法学の誕生』(筑摩書房、二〇

一八年）は、法の継受としての近代日本における西洋法学の受容を東京帝国大学教授の穂積陳重、八束を軸に論じた研究である。とりわけ、法の継受に関しては四六一―四七頁。

- (2) 利谷信義「近代法体系の成立」『岩波講座 日本歴史一六 近代三』（岩波書店、一九七六年）、一〇四頁以下、石井良助『明治文化史 第二巻 法制』（原書房、一九八〇年）、一三頁。
- (3) 野田良之「日本における外国法の摂取」伊藤・前掲注（1）、一六四頁。明治初年から明治民法典以下法典の整備までを立法的摂取の時代（西歐制定法の模倣時代）、法典整備から大正初年までを法学的摂取の時代（整備された法典をドイツ法学の影響のもとに解釈・適用した時代）、大正初年以降を自覚的摂取の時代（日本法の独自性を比較法的に自覚し自律的に外国法を外国法として研究・摂取する時代）として区分している。
- (4) 高橋直人「明治期におけるドイツ刑法学の継受と現地での学位取得——大場茂馬、岡田庄作、鳥居誠哉、山川幸雄を主な例として——」井田良、井上宜裕、白鳥祐司、高田昭正、松宮孝明、山口厚（編）『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂、二〇一六年）、七六一頁以下。
- (5) Hans-Peter Maruschke, *Rezeption und Austausch im japanischen Gesellschaftsrecht in der Meiji-Zeit, The Doshisha Hogaku*, 68 (1), 2016, S. 542-568.
- (6) 例えば、講義担当一覧や出版物において、彼らの氏名に「ドクトル・ユリス」といった肩書が添えられることがある。本稿でこの名称を使用するのは、「ドクトル・ユリス」という表象そのものにも近代日本法史における歴史的意義を見出すためである。
- (7) ドイツ大学の私講師制度の導入については、別府昭郎『大学改革の系譜…近代大学から現代大学へ』（東信堂、二〇一六年）、三六頁以下参照。
- (8) 別府昭郎『近代大学の揺籃——一八世紀ドイツ大学史研究——』（知泉書館、二〇一四年）、二七五―二七七頁。
- (9) Ludwig von Röhm, *Das Unterrichts-Wesen des Preussischen Staates*, Bd.2., *Die höhern Schulen und die Universitäten des Preussischen Staates*, Berlin, 1855, S. 414-429.
- (10) 別府・前掲注（8）、二八三頁。
- (11) 森川潤「一九世紀ブローイセン大学の学籍登録制度について」『広島修大論集 人文編』第四六巻第一号、（広島修道大学人文学会、二〇〇五年）、二二八頁。

- (12) 一八世紀以前は、学識を基準にした官僚任用により、ドクトル・ユリスの学位を官職就任の資格として規定していた大  
学も存在した。しかし、ドクトル取得のための修学期間の長さや、学位授与の形骸化といった事情により、ドクトル学位と  
関わりのない国家試験が導入され、官僚任用の要件となった。石部雅亮「一九世紀ドイツにおける法学教育と国家試験」大  
学史研究会(編)『大学史研究通信』第九号、(評論社、一九七五年)、五一―六頁参照。
- (13) 潮木守一「ドイツの大学」(講談社、一九九二年)、一九五頁以下。
- (14) 上山安敏『法社会史』(みすず書房、一九八七年)、二五四頁。
- (15) 岡松参太郎「独逸に於ける法律教育」『東京専門学校政治経済科講義録 雑録及雑報 第四回一部』(東京専門学校、一九  
〇一年)、九頁。なお、岡松は「防御」と称するが、例えば、巖谷孫蔵の学位論文の表紙には「ハレ・ヴィッテンベルクの  
フリードリヒ総合大学の法学部の認可を以て、添付された命題と共に一九九〇年五月一日正午一二時、日本出身の巖谷孫  
蔵によって公に守られた、法学博士取得のための論文」との文言もある。Magoso Iwaya, Die rechtliche Stellung des Neben-  
intervenient-Streitgenossen nach den Bestimmungen der deutschen Zivilprozessordnung, Jena, 1890.
- (16) 岡松・前掲注(15)、八一―〇頁。なお、岡松によれば、彼自身もドイツ留学中に学位試験を受験しているが、口頭試験  
を受験しなかったため学位は取得していない。岡松の経歴、留学生活については、田口正樹「岡松参太郎のヨーロッパ留  
学」『北大法学論集』六四卷二号(北海道大学大学院法学研究科、二〇一三年)、三四―一頁以下。
- (17) なお、加藤学陽「近代日本におけるドイツ法研究の先駆者——明治十年代、二十年代初頭のドクトル・ユリスた  
ち——」(慶應義塾大学、二〇一五年度修士学位論文)において対象とされた「初期ドクトル・ユリス」は本稿における  
「第二期」に相当する。
- (18) 野田・前掲注(3)、一六九頁。
- (19) 利谷・前掲注(2)、一二二以下参照。
- (20) 野田・前掲注(3)、一六四頁。
- (21) イギリスからドイツへと転学を果たした穂積陳重はドイツ法学の輸入を希望し、明治一五年以降、東京大学出身の学士末  
岡精一、穂積八束、宮崎道三郎、斯波淳六郎といった人物も文部省留学生としてドイツへ派遣されている。穂積陳重「独逸  
法学の日本に及ぼせる影響」穂積重遠(編)『穂積陳重遺文集 第三冊』(岩波書店、一九三四年)、六二―〇頁。
- (22) 田部芳「ドイツ各大学に於ける博士試験」法学協会(編)『法学協会雑誌』一一卷四号、六号、七号、八号、九号、一〇

- 号、一一号、一二号、一二卷二号、四号、五号、八号、九号、一二号、一三卷一号、(一八九三—一八九五年)。
- (23) 鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本2』(有斐閣、二〇〇六年)、一〇八頁。
- (24) 田部芳のドイツ博士試験の紹介記事の直接的な影響を示すことは史料の制約により困難ではあるが、後述する「第三期」のドクトル・ユリスには田部の講義を受けていた人物も存在する。例えば、神戸寅次郎はハレ大学に提出した学位論文の履歴書欄に日本とドイツで受講した教師たちの一覧を記しており、そこに田部の名も確認することができる。Torajiro Kambe, Die offene Handelsgesellschaft nach japanischem Rechte, Halle, 1902, Lebenslauf.
- (25) 本多に限っては Rudolf Hartmann, Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914, Berlin: Mori-Ōgai-Gedenkstätte, 2005, S. 241ff. の「博士号授与 1874—1916」一覧に掲載されていない唯一の人物である。しかしながら、本多の名前が記された学位記の存在により、ドクトル・ユリスとして位置づけることにした。本多の学位記は国立歴史民俗博物館(編・発行)『企画展示 ドイツと日本を結ぶもの——日独修交一五〇年の歴史——』(二〇一五年)、八二頁に収録されている。
- (26) 本多康直の略歴については、日本大学百年史編纂委員会(編)『日本大学百年史 第一卷』(日本大学、一九九七年)、三〇二—三〇三頁。
- (27) 尤も、本多より早くにドイツで法学を学んだ人物として、明治初期に青木周蔵の斡旋により法学を修業した平田東助、山脇玄、荒川邦蔵といった人物が挙げられ、彼らは「ドイツ法(学)の父」とも称される。特に平田と山脇はドイツでドクトル・フィロソフィ(哲学博士)の学位も取得した。Hartmann, a. a. O., S. 222. および小野博「近代法の翻訳者たち(1)——山脇玄と守屋善兵衛——」法政策研究会(編)『法政策学の試み〔法政策研究 第16集〕』(信山社、二〇一五年)、六一—七頁参照。
- (28) 内閣官報局『法令全書 明治四年』、六六頁。
- (29) 同前、三七—七頁。
- (30) 本多は「ドイツ大学に学籍登録した華族(公家・諸侯)の子弟」の一人として位置づけられている。また、庄内藩主であった酒井忠宝は本多の翌年からドイツの大学の法学部に学籍登録している。森川潤『明治期のドイツ留学生』(雄松堂、二〇〇八年)、八〇頁。
- (31) Hartmann, a. a. O., S. 48.

- (32) ドイツの諸大学においては、ローマ法とカノン法を修めたことを意味する両法博士の名称で法学博士の学位が授与されていた。高橋・前掲注(4)、七七一頁。なお、本稿で対象としたドクトル・ユリスたちにおいても、巖谷孫蔵、千賀鶴太郎、大場茂馬、神戸寅次郎といった人物のドイツの学位の名称が「ドクトル・ユリス・ウトリウスクエ」(両法博士)であったことが知られている。井関九郎『大日本博士録 第一巻』(発展社、一九三二年)、参照。
- (33) 本多の学位記には、上部よりドイツ皇帝ヴィルヘルム二世、ゲッティンゲン大学総長エルネスト・エーラー、同法学部長フェルディナント・フレンスドルフの名前も記されている。国立歴史民俗博物館・前掲注(25)、八二頁。
- (34) 岡松・前掲注(15)、九頁。
- (35) 堅田剛『独逸法学の受容過程』(御茶の水書房、二〇一〇年)、四四―四七頁。および潮木・前掲注(13)、二〇二―二〇四頁。
- (36) Georg Michaelis, Ein Preussischer Jurist im Japan der Meiji-Zeit, Briefe, Tagebuchnotizen, Dokumente 1885-1889, München, 2001, S. 26.
- (37) イェーリングについては小野秀誠「法学上の発見と民法」(信山社、二〇一六年)、三四頁以下。また、近代日本におけるイェーリングの法思想の翻訳、受容については、山口迪彦「イェーリングと近代日本法学」『法政論叢』二七巻、(日本法政学会、一九九一年)、四一頁以下も参照。
- (38) なお、イェーリングの著作は西周によって翻訳され、『独逸学協会雑誌』三〇号から三三号に「学士廬令氏権利争闘論」として連載された。堅田剛『独逸学協会と明治法制』(木鐸社、一九九九年)、一五三頁。
- (39) 「独逸留学生華族本多康直学資官費ノ件」(国立公文書館所蔵「公文録・明治十六年・第四百四十六巻・明治十六年五月・司法省(一)」。)
- (40) 「独逸留学生華族本多康直学資官費ノ件」(同前)。
- (41) 「独逸国留学生本多康直帰朝ノ件」(国立公文書館所蔵「公文録・明治十八年・第五百十巻・明治十八年八月・官吏雑件(文部省ノ府県) 第三)。
- (42) 明治期の民事訴訟法典編纂については、鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本』(有斐閣、二〇〇四年)、参照。
- (43) 今村信行については下伊那郡役所(編)『下伊那郡誌資料(下巻)』(歴史図書社、一九七七年)、三八九―四〇四頁。
- (44) 鈴木・前掲注(42)、九三頁。

- (45) 本多康直、今村信行『民事訴訟法註解』第一冊、(博聞本社、一八九〇年)、自序一―二頁。
- (46) 大久保泰甫『ボワソナアド』(岩波書店、一九七七年)、一五二頁、鈴木・前掲注(42)、一二六頁。
- (47) 『官報』一八九二年一月一九日付。
- (48) 日本大学百年史編纂委員会・前掲注(26)、八三―八四頁。
- (49) 早稲田大学大学史編集所(編)『早稲田大学百年史 第一巻』(早稲田大学、一九七八年)、一〇三九頁。
- (50) 慶應義塾一五〇年史資料集編集委員会(編)『慶應義塾一五〇年史資料集二』(慶應義塾、二〇一六年)、一〇一九頁。
- (51) 「慶應義塾学報」では本多康直の訃報が次のように伝えられている。「独逸法学博士にして。大審院判事たりし同氏は。傍ら義塾大学部法律科民事訴訟法講師として、久しく教授の勞を執り來たりしが、昨冬以來不図大患に罹り、藥石も其効なく、終に去月廿九日午前十時頃永眠せし由。民事訴訟法に精通せる學者に乏しき折柄、氏の訃に接す、斯学の為惜むべきなり」。
- 「本多康直氏の死去」『慶應義塾学報』第二四号、(慶應義塾学報発行所、一九〇〇年)、六五頁。
- (52) 政法大学大学史資料委員会(編)『政法大学史資料集 第十四集』(政法大学、一九九一年)、参照。
- (53) 中山政夫『日本法律学校規則集』(日本大学法学部、一九九〇年)、参照。
- (54) 早稲田大学大学史編集所・前掲注(49) 参照。
- (55) 明治大学百年史編纂委員会(編)『明治大学百年史 第一巻 資料編Ⅰ』(明治大学、一九八六年)、参照。
- (56) 慶應義塾一五〇年史資料集編集委員会・前掲注(50) 参照。
- (57) 日本現今人名辞典発行所(編・発行)『日本現今人名辞典』(一九〇三年)、をノ三一頁。
- (58) 「日本法学の回顧と展望」日本評論社編集局(編)『日本の法学』(日本評論社、一九五〇年)、三八頁以下参照。
- (59) 天野郁夫『近代日本高等教育研究』(玉川大学出版部、一九八九年)、四七一頁。
- (60) 堅田・前掲注(38)、一一九頁以下。
- (61) 巖谷孫藏『民事訴訟法略論』(明法堂、一八九四年)、凡例一頁。
- (62) 巖谷・前掲注(61)、二四頁。なお、江木衷の『民事訴訟法原論』において日本民事訴訟法の主義は「放任主義」と表記される。同書にドイツ法が同主義を採用していることについての言及はみられない。江木衷『民事訴訟法原論』有斐閣、一八九三年、五五―六〇頁。
- (63) この説は本多康直、今村信行の説であると考えられる。本多、今村・前掲注(45)、九〇頁では、民事訴訟法第三〇条に

- ついで、「被告カ本案ノ口頭弁論前ニ管轄違ノ抗弁(第二百六条第二号)ヲ為サ、ルトキハ暗黙ノ合意ト看做スモノトス」と解釈されている。
- (64) 明治三年の日本の民事訴訟法とドイツ民事訴訟法の条文の対応関係を示した、当時刊行の文献として、高木豊三『日独民事訴訟法対比』(時習社、一八九二年)がある。
- (65) 巖谷・前掲注(61)、九四―九五頁。
- (66) 岸小三郎『民事訴訟法』(東京専門学校、一八九六年)、二一頁。なお岸は日本の民事訴訟法がドイツ帝国民事訴訟法を模範として制定されたことから、一八八二年より一八九一年の間に出版されたドイツの各種注釈書、原論も挙げている。その名を列挙すればビュローウ、ゾイフェルト、ザイルモウスキとレヴィ、ヴァツハ、ヘルマン、パール、フィッティングとなる。
- (67) 東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史 部局史一』(東京大学、一九八六年)、六八頁。
- (68) 『東京帝国大学一覽 従明治廿九年至明治三十年』(東京帝国大学、一八八六年)、二四五頁。
- (69) 『東京帝国大学一覽 従明治三十三年至明治三十四年』(東京帝国大学、一九〇〇年)、八二頁。
- (70) 穂積陳重『最新独逸商法論序』カール・ガーライス(著)、岡本芳二郎(訳)『最新独逸商法論 上巻』(金刺芳流堂、一九〇五年)、五一―六頁。
- (71) 『第一高等学校教授岡本芳二郎南滿州鉄道株式会社ニ就職ノ件』(国立公文書館所蔵『任免裁可書・明治三十九年・任免卷三十四一』)。
- (72) 一橋大学学園史編集委員会(編・発行)『一橋大学学制史資料 第三集第二卷』(一九八二年)、五四頁。および上村直己『袖珍独和辞林』編者高木甚平『明治期ドイツ語学者の研究』(多賀出版、二〇〇一年)、二七四頁。
- (73) 『第一高等学校本部一覽 自明治廿九年至明治三十年』(第一高等学校、一八九七年)、九五頁。
- (74) 鈴木・前掲注(23)、二七二頁。
- (75) 鈴木・前掲注(23)、二六三―二六九頁。
- (76) 『京都帝国大学一覽 従明治三十一年至明治三十二年』(京都帝国大学、一八九九年)、二一頁。
- (77) 山下萬里「末は博士か大臣か——森鷗外と千賀鶴太郎と小松原英太郎——」『鷗外』第九四号、(森鷗外記念会、二〇一四年)、一三頁。

- (78) 新馬劍禅『東西兩京の大学』(講談社、一九八八年)、四七頁。
- (79) 潮木守一『京都帝国大学の挑戦』(講談社、一九九七年)、九五頁以下。
- (80) 絶対主義官僚制の法的イデオロギーと概念法学の結合について、磯村哲は東京帝国大学の公法学者穂積八束、上杉慎吉に依拠して、「概念法学的方法によって法の神聖を確立することとおして「国家ノ神聖ニシテ侵スヘカラサル」ことを確保しようとするものにほかならない」と指摘する。そしてこれらは「特殊—日本的」な変質を受けた概念法学であり、ドイツ的な概念法学とは異なることも指摘されている。磯村哲『社会法学の展開と構造』(日本評論社、一九七五年)、一五一—一九頁。
- (81) 穂積重行「穂積陳重とドイツ法学」『法学協会雑誌』第八四巻第五号、(一九六七年)、七九頁。
- (82) 潮木・前掲注(79)、一九頁。
- (83) 『法令全書 明治二〇年上巻』、一二四頁。
- (84) 『法令全書 明治三年』、二二頁。
- (85) 官僚任用制度の成立については天野郁夫「増補 試験の社会史」(平凡社、二〇〇七年)、二〇七頁以下、帝大法科特権については竹中暉雄「帝大法科特権論考」『桃山学院人文科学研究』一三巻第一号、(一九七七年)、五九頁以下参照。
- (86) 中山茂「帝国大学の誕生」(中央公論社、一九七八年)、七一頁。
- (87) 例えば、山川の学位論文では、共同正犯と幫助の外見上の区別を論じる際に、「ドイツ刑法の解釈の為に日本法を参照している。その際にBoissonnade, *Projet révisé du Code pénal pour l'Empire du Japon*, 1886. 『日本帝国刑法典改正草案』から長文に亘る引用が見られる。Yukio Yamakawa, *Zur Lehre von der Mithäterschaft, ein Beitrag zur Interpretation des §47 des Strafgesetzbuchs für das Deutsche Reich*, Göttingen, 1900. S. 26. また、高木は自身の経歴をラテン語で叙述し、参考文献としてドイツ語に限らず英語、フランス語の文献を使用している。Simpe Takaki, *Die stille Gesellschaft, die Participations- und die Gelegenheits- Gesellschaft nach den Entwürfen eines Handelsgesetzbuches für Japan*, Halle: Waisenhaus, 1890, Verzeichniss, Vita. 参照。
- (88) 高橋・前掲注(4)、七八〇頁。
- (89) 判事登用試験制度の成立過程や実施については、岩谷十郎『明治日本の法解釈と法律家』(慶應義塾大学法学研究会、二〇一二年)、三二九頁以下参照。

- (90) 早稲田大学大学史資料センター(編)『大隈関係文書1 あーいの』(みすず書房、二〇〇四年)、六六一―六七頁。
- (91) 朝比奈知泉『財界名士失敗談 下巻』(毎夕新聞社、一九〇九年)、二六五―二六六頁。
- (92) 日本評論社編集部・前掲注(58)、二七頁。
- (93) ウィグモア主任教授時代の慶應義塾の法学教育については、岩谷十郎「ウィグモアの法律学校」『法学研究』六九巻一号、(慶應義塾大学法学研究会、一九九六年) 参照。
- (94) 神戸寅次郎「挨拶」『法学会誌』創刊号、(慶應義塾大学法学会、一九三〇年)、三一―四頁。
- (95) 『慶應義塾百年史 中巻(前)』(慶應義塾、一九六〇年)、三二六―三一七頁。なお、神戸に支給された留学費用は金三千円であった。
- (96) 「時事短評」『慶應義塾学報』第八〇号、(慶應義塾学報発行所、一八九九年)、八〇頁。
- (97) 早稲田大学大学史編集所・前掲注(49)、七四―九頁。
- (98) 「東京法学院の新施設」『法学新報』第七七号、(一八九七年)、一〇二頁。
- (99) 中央大学入学センター事務部大学史編纂課(編)『タイムトラベル中大125』(中央大学、二〇一一年)、二二―四頁。
- (100) 細島喜美「人間山岡萬之助伝」(講談社、一九六四年)、五八頁。
- (101) 明治法律学校における優秀な卒業生に対する海外留学制度は明治三四年六月に始まっている。特に岡田庄作は在学時に成績優秀のため特待生となっていることから、留学生として任命された可能性がある。明治大学百年史編纂委員会(編)『明治大学百年史 第三巻 通史編I』(明治大学、一九九二年)、四〇八―四一四頁。
- (102) 「育ての親」という表現は慶應義塾大学部法律科における「生みの親」ウィグモアに対する神戸寅次郎についての評価の一つでもある。手塚豊「明治法学教育史の研究」(慶應通信、一九八八年)、二〇三頁。
- (103) 「第三期」のドクトル・ユリスにおいて東京、京都帝国大学出身者がいないのであるが、そのことの要因の一つとして、日本における法学博士学位の成立が考えられよう。ドクトル・ユリス学位と日本の法学博士との関係については次稿で述べることにしたい。

加藤 学陽（かとう がくよう）

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 法制史学会、法文化学会

専攻領域 日本法制史

主要著作 「明治二〇年学位令と法学博士——帝国大学体制の確立と学位授与」『法

学政治学論究』第一一六号（二〇一八年）